主 文 本件控訴を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人甲元恒也の控訴の趣意は記録編綴の控訴趣意書記載のとおりであるから、 ここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

第一、控訴趣意第一点および第三点について

所論は要するに、農地に山土又は田の底土をもつて地盛りをしたときはその地盛りのときをもつて農地の無許可転用の罪は既遂に達するものであるから、地盛り完了後時効期間経過後に公訴の提起されたこと明らかな本件については、被告人に対しては免訴の判決をすべきであるのに、原判決は家屋建設工事に着手したときをもつて農地の転用なりと解し、従つて時効は未だ完成せずとして被告人に有罪の言渡をしたのは事実の誤認ないし法令適用の誤りあるものであるから破棄を求めるというにある。

ー、 そこで、先ず所論の田に山土又は田の底土をもつて土盛りをしたことが農地以外のものに転用したことに該るかどうかについて検討するに

- (2) そこで、本件について考察するに、原審において取調べた証拠ならび に当審における事案取調の結果によれば、被告人はA株式会社に通勤するかたわら 同居の父Bおよび母Cらと共に田八反畑一反位の耕作をしていた着でその住家より 約四〇米西方の都窪郡 a 村大字 b 字 c d 番地上に、以前より藁葺納屋を所有してい たが、これが狭降なため、将来新納屋を建築する目的で昭和二八年二月頃Dより右 土地の東に隣接する同所e番の二田一畝二八歩を買受け、自己名義に所有権取得登記をするとともに、その頃から同三二年二月末頃迄の間にわたり日曜日や農閑期を 利用して父B母Cらの家族と共に草地誠から買入れた山土及びE方から貰い受けた 田の底土を逐次右買入土地の北西部分に搬入して同土地の北西部分約一七坪五合 (以下本件土地という)を従前より約五〇糎高く地盛りしたことが認められる。な お本件土地の地盛りと同じ頃やはりE方から貰い受けた田の底土をもつて本件土地 の南東にあたる e 番の二の残余部分約四〇坪を隣接の四〇三番の田と同じ高さにす るため地上げが行われたが、本件土地と右残余の田四〇坪の部分とはこれに対する 底土投入の方法を異にしていたし、両者の間には地盛り当時から高低差がつけられ ていること、本件土地についてのみその北側、東側に石垣を築き地内に土管が埋設 され特別の排水設備が施されていること、本件土地の地盛り完了当時耕作の目的に 供した事実はないこと、更に被告人方の耕作反別より推認される新納屋建設の必要 性、住家、古納屋及び通路との位置的関係、本件土地の地積等を綜合考察するとき は、本件土地は地盛り完了のときに宅地化され耕作の目的に供されない土地即ち農 地以外の土地になったものと認めるのを相当とし、従って又その時において農地の 転用があったものと認定されるところである。 二、次に農地の無許可転用の農地法違反の公訴時効について考察するに
- 二、次に農地の無許可転用の農地法違反の公訴時効について考察するに 〈要旨〉(1)、農地法第九二条によつて処罰される同法第四条違反の罪は法定 の除外事由がないのに都道府県知事等の許〈/要旨〉可を受けないで農地を農地以外の ものにすることによつて成立する犯罪である。そして本条違反の内容たる犯罪行為 は受くべき許可を受けなかつたことにあるのではなくして、許可を受けずして農地 を農地以外のものにすること即ち無許可のままで農地を潰廃する事実行為をいうの

である。従つて本条違反罪は無許可のままで転用という事実行為が行われ右行為が 客観的に終つたと認められる時に既遂となり、その時から公訴時効期間が進行を開 始するものと解さなければならない。

第二、 同第二点について

所論は要するに、農地法第四条で農地の転用について許可を受けるべきものは単なる所有名義人ではなく実質的に農地を農地以外のものにしようとする者を指すと解せられるところ、被告人は本件土地の所有名義人ではあるが実質土これを取得管理し転用したのは父B及び母Cらであつて被告人ではないから被告人は同条違反の罪責を負ういわれはないというのである。

(裁判長裁判官 尾坂貞治 裁判官 組原政男 裁判官 西尾政義)